

## 府内市町村の自治基本条例等 抜粋(議会について)

	定義(議会とは)	役割
岸和田市	-	議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。 2 議会は、市民の意思が市政に反映され、適正に市政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。
豊中市	-	市議会は、市民の代表による <b>意思決定機関</b> として、市の政策形成並びに市政運営の監視及びけん制に係る機能を果たすものとする。 2 市議会は、条例の制定及び改廃、予算、決算の認定等の議決並びに市の事務に関する検査及び監査の請求等の権限を有する。
池田市	-	(責務)市議会は、市の <b>議決機関</b> として、市民の意思が市政に最大限反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。
吹田市	-	議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、直接選挙を通じて選ばれた代表者である議員によって構成される <b>意思決定機関</b> であり、適正に行政運営が行われているかについて監視及び牽制する役割を果たします。 2 議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有します。
高槻市	-	-
八尾市	-	-
寝屋川市	直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される <b>議決機関</b> をいう。	議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定に関わり、市政の監視及びけん制を行う。 2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。
大東市	-	議会は、直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市の <b>意思決定機関</b> であり、市長等の市政運営を監視し、牽制し、調査する機能を有する。 2 議会は、法令に定める権限を行使し、政策を立案する機能を充実させることにより、民意を反映させた市民自治の推進に努めなければならない。
和泉市	-	議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決する権限及び市政運営を監視し、牽制する等の役割を果たします。
箕面市	-	-
柏原市	-	-
門真市	政策立案、立法及び市役所の監視を主な目的とする、議案の審議及び議決の機能を持つ <b>意思決定機関</b> をいいます。	議会は、市政を進めるに当たっての議案の審議及び議決並びに市役所の監視を行う機関として、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会の運営に努めます。 2 議会は、広く市民の声を議会の運営に反映させるとともに、調査を行い政策形成に努めます。 3 議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。
泉南市	-	市議会は、市民の信頼に基づく負託に応え、本市の <b>意思決定機関</b> として、市の重要事項を議決します。 2 市議会は、執行機関について、市政運営を監視し、けん制する機能を有します。
大阪狭山市	-	議会は、二元代表制の下、市民の代表者である議員によって構成される <b>意思決定機関</b> として、及び適正かつ効率的に行政運営が行われているかを監視する機関として、常にその機能の充実強化に努めるものとする。 2 議会は、政策立案機能の向上を図るため、積極的に調査研究するものとする。
阪南市	-	議会は、法令で定めるところにより、住民の直接選挙によって選出された議員で構成され、住民の声を市政に反映する市の <b>意思決定機関</b> である。 2 議会は、市政の運営を監視する役割を担う。
島本町	-	議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、町政に関する事項で別に法令及び条例で定められた事項について議決する。 2 議会は、住民の意思が町政に反映され、適正に町政運営が行われているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。
河南町	-	議会は、直接選挙で選ばれた議員で構成する <b>意思決定機関</b> として、施策の決定や行政運営が適正に行われているか、町政の監視及びけん制を行うものとし、 2 議会は、住民に積極的な情報提供を行うことにより、分かりやすく開かれた議会運営に努めるものとします。